

自動車検査法人からのお知らせ

改正保安基準を適用するバン型等セミトレーラ及び2軸トラクタは、

新規検査等に先立って 書面審査を行います。

このたび、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）等の一部が改正され、平成27年5月1日から、一定の要件を満たすバン型等セミトレーラについては長さ及び車両総重量の上限値、一定の要件を満たす2軸トラクタについては駆動軸重の上限値が引き上げられることになりました。

これにより、これまで地方運輸局長等の基準緩和認定を受けて運行していたこれらの自動車の多くについては基準緩和認定申請が不要となりますが、引き続き、**新規検査、予備検査及び構造等変更検査**の審査業務を円滑かつ効率的に実施できるよう、基準緩和認定審査に代わり、**現車審査に先立って書面審査を行う**ことといたしましたので、**余裕をもって届出書等をご提出くださいますようお願いいたします。**

■新規検査等に先立って書面審査を行う自動車

(1) バン型等セミトレーラであって次に掲げるもの



バン型



タンク型



幌枠型



コンテナ型



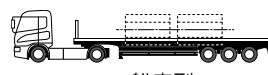
車両運搬型



煽型



スタクション型



船底型

○自動車の長さが12m超13m以下のもの

○最遠軸距が5m未満であって、車両総重量が20t超36t以下のもの

○最遠軸距が5m以上7m未満であって、車両総重量が22t超36t以下のもの

○最遠軸距が7m以上8m未満であって、車両総重量が24t超36t以下のもの

○最遠軸距が8m以上9.5m未満であって、車両総重量が26t超36t以下のもの

○最遠軸距が9.5m以上であって、車両総重量が28t超36t以下のもの

(2) 2軸トラクタであって、前軸重が10t以下、かつ、後軸重が10t超11.5t以下のもの

注：次の場合には届出不要です。

A 自動車予備検査証の交付を受けた自動車の「新規検査又は予備検査」であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないもの

B 一時抹消登録を受けた自動車の「新規検査又は予備検査」であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないもの

C 新車の「新規検査又は予備検査」であって、平成27年4月30日以前に交付された基準緩和認定書（一括）の対象であったことが確認できるもの

※検査コースにて基準緩和認定書（一括）の写しの提示は必要ですが、基準緩和処分は行いません。

■届出書等の提出先等

○新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある自動車検査法人検査部又は事務所

○審査処理期間は、原則として届出の受理日から15日以内となります。

（提出いただいた届出書等により十分な審査を行うことができない場合を除きます。）

■届出書等の内容

これまでの基準緩和認定申請時の提出書面のうち、自動車の構造・装置に関する書面、保安基準の適合性に関する書面及び連結検討書面などになります。

詳細については、HP掲載の審査事務規程2-25及び別添12をご覧ください。